

動物愛護管理基本指針改正素案の概要

1. 基本指針改正の根拠

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」においては、毎年度の達成状況の点検とその結果の施策への反映が求められている。

また、基本指針において「策定後概ね5年目に当たる平成24年度を目途として、その見直しを行うこと」とされていることや、「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正の趣旨を踏まえ、基本指針について所要の見直しが必要となった。

2. 計画期間

平成35年度までの10カ年計画（5カ年ごとにローリング）

※ 基本指針に即して、都道府県が策定することとされている動物愛護管理推進計画は、原則として、改正法施行後の平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とする。

3. 改正案において考慮された事項

①普及啓発

・所有者の責務として終生飼養や適切な繁殖に係る努力義務が明記されたことを踏まえ、普及啓発のより一層の推進。

②適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

・引取り規定の厳格化を踏まえ、新たな引取り数の削減目標の設定。また、引き取った犬猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定が明記されたことを踏まえ、引取り数及び殺処分率のより一層の減少に向けた取組強化。

・多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態が勧告・命令の対象とされたこと、虐待の具体的事例が明記されたこと及び愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことを踏まえ、遺棄及び虐待の防止に向けた取組強化、警察との連携をより一層推進。

③動物による危害や迷惑問題の防止

・猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、室内飼い及び地域猫対策のより一層の推進。

- ・特定動物関連の法令遵守をより一層推進するため、指導マニュアルの策定等を通じた自治体職員の一層の資質向上。

④所有明示(個体識別)措置の推進

- ・販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討。

⑤動物取扱業の適正化

- ・犬猫等販売業に係る特例が創設されたことを踏まえた動物取扱業のより一層の適正化。
- ・地方自治体による動物取扱業者に対する監視の強化
- ・犬猫等の繁殖業者による出生後 56 日（施行後 3 年間は「45 日」、その後別に法律で定める日までの間は「49 日」）を経過しない犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止規定の遵守
- ・現物確認・対面説明義務化の遵守
- ・第二種動物取扱業者の届出制度の適切な運用と定着

⑥実験動物の適正な取扱いの推進

- ・実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、実態把握の継続
- ・国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集
- ・災害時の取扱い

⑦産業動物の適正な取扱いの推進

- ・国際的な動向や科学的知見に関する情報の収集を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討。
- ・災害時の取扱い

⑧災害時対策

- ・災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策が、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加されたことを踏まえ、適切な動物救護体制の整備を推進。
- ・災害時対策について、地域防災計画への明記も推進。
- ・動物愛護推進員の活動として災害時における動物の避難、保護等に対する協力が追加されたこと等を踏まえ、民間団体との災害時応援協定の締結を推進。
- ・自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備を推進。

⑨人材育成

- ・動物愛護推進員等の人材育成を積極的に推進し、被災動物への対応や動物取扱業者等による不適正飼養等の事案への積極的な関与。
- ・地方公共団体に対する情報提供、技術的助言の着実な実施。

⑩調査研究の推進

- ・犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての科学的知見を充実させるための取組
- ・販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策についての調査研究の実施